

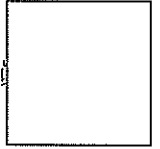
三原燃第17-0486号

平成29年8月8日

原子力規制委員会 殿

三菱原子燃料株式会社

代表取締役社長 遠山



原子力規制委員会等の組織改編に伴う通報先の読み替えについて

平素より弊社業務に関しましては、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成29年7月1日付け、原子力規制庁の組織改編に伴い、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第10条第1項の規定に基づく事象（以下「特定事象」という。）の通報先となる組織名が変更されましたので、組織改編の日から原災法第7条第3項の規定による弊社原子力事業者防災業務計画の修正までの期間における特定事象の通報については、以下の読み替えにより運用致しますので、ご了承の程、お願い申し上げます。

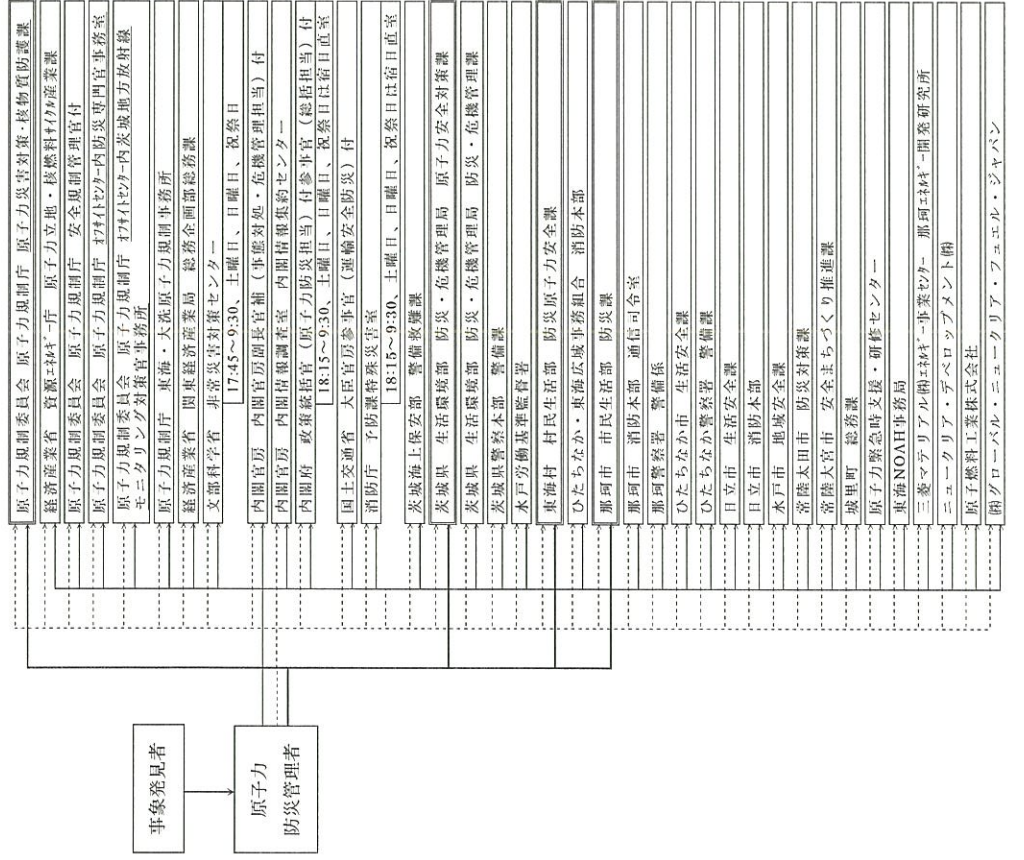
特定事象の通報先

原子力規制庁 組織改編前	原子力規制庁 組織改編後
・原子力規制委員会 原子力規制庁 原子力災害対策・核物質防護課	・原子力規制委員会 原子力規制庁 緊急事案対策室
・原子力規制委員会 原子力規制庁 オフサイトセンター内 防災専門官事務室	・原子力規制委員会 原子力規制庁 東海・大洗原子力規制事務所 原子力防災専門官
・原子力規制委員会 原子力規制庁 オフサイトセンター内 茨城地方放射線モニタリング対策官事務所	・原子力規制委員会 原子力規制庁 東海・大洗原子力規制事務所 上席放射線防災専門官

以上

読替処置前

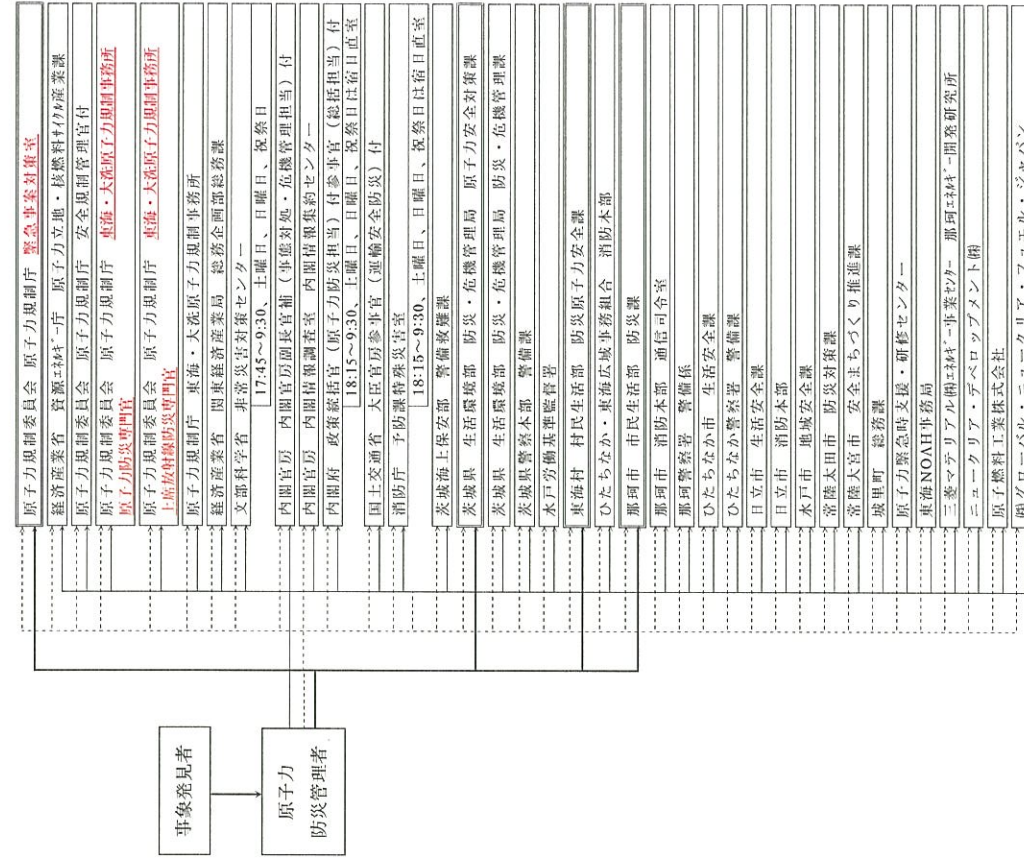
別図第2 「原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路」(1/2)
(1) 事業所内での事象発生時の通報経路



 : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先
 : 電話によるファクシミリ着信の確認
 : ファクシミリによる送信
 : 電話による連絡

読替処置後

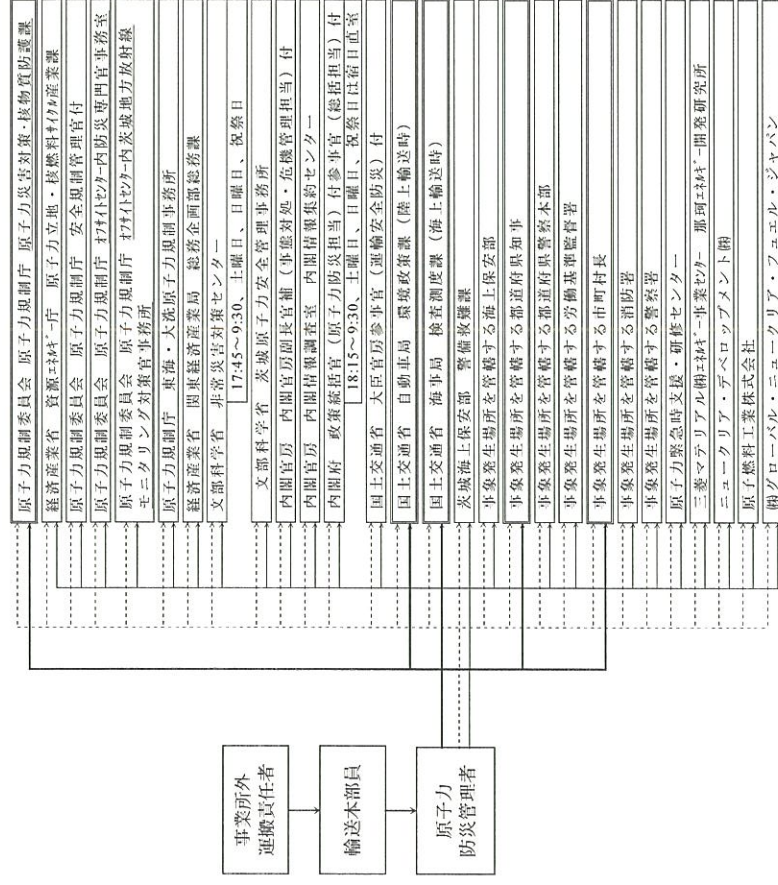
別図第2 「原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路」(1/2)
(1) 事業所内での事象発生時の通報経路



 : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先
 : 電話によるファクシミリ着信の確認
 : ファクシミリによる送信
 : 電話による連絡

読替処置前

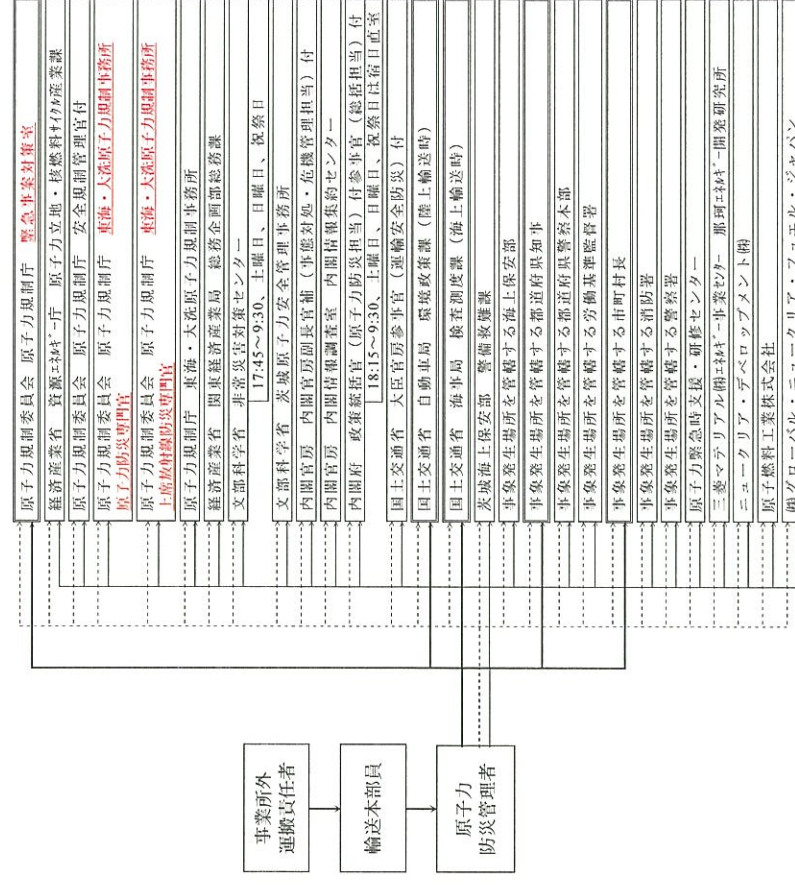
別図第2 「原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路」(2/2)
(2) 事業所外運搬での事象発生時の通報経路



☐ : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先
 □ : 電話によるアラーム着信の確認
 ○ : フラッシュによる送信
 ○ : 電話による連絡

読替処置後

別図第2 「原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路」(2/2)
(2) 事業所外運搬での事象発生時の通報経路



☐ : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先
 □ : 電話によるアラーム着信の確認
 ○ : フラッシュによる送信
 ○ : 電話による連絡

理由

- ・名称変更
- ・名称変更
- ・名称変更

